

○ 厚生労働省令 第九十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二日 厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令						
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。						
（傍線部分は改正部分）						
改正後			改正前			
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）			別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）			
物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）	物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）	
（略）			（略）			
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	（略）		ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	（略）		
ベンジルアルコール	一パーセント未満	一パーセント未満	（新設）			
ベンゼン	（略）		ベンゼン	（略）		
（略）			（略）			
附 則						
この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。						